

## 大阪広域環境施設組合工場担当係長会議運営要綱

### (目的)

第1条 工場担当係長会議(以下、「係長会」という。)は、大阪広域環境施設組合(以下、「環境施設組合」という。)が行うごみ処理事業を円滑に運営するため、ごみ処理施設の運転維持管理技術に関わる諸課題の解決に向けて検討、協議することを目的とする。

### (構成)

第2条 係長会は、環境施設組合が所管する工場の担当係長をもって構成する。

### (座長)

第3条 第2条で定める構成担当係長の中から年度当初に座長を定め、会務を掌理する。

### (運営)

第4条 係長会は、毎月1回の開催を基本とし、必要に応じ座長の権限において臨時で開催することができる。

2 担当係長が出席できない場合においては、当該工場の係員が代理で参加することができる。

3 座長が必要と認めるときは、構成担当係長以外のものを出席させ、意見を聞くことができる。

### (報告等)

第5条 座長は、係長会の議事録を作成し、構成担当係長を通じて各工場長に報告しなければならない。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存しなければならない。

### (個人情報の保護)

第6条 係長会における個人情報等については、これを第三者に漏らしてはならない。

### (附則)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

### (附則)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。